

地震防災規程

平成14年10月22日作成

平成22年 2月 1日改正

所在地 半田市東洋町二丁目1番地

施設名 半田市役所

半田市役所地震防災規程

(目的)

第1条 この規程は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。)第8条の規定に基づき、半田市役所庁舎消防計画のうち地震防災について定め、大規模地震による災害からの被害の軽減及び人命の安全を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 震災対策については、別に定めのある場合を除き、この規程の定めによる。

ただし、防災教育及び防災訓練等にあつては、防火教育及び消防訓練を含むものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、半田市役所庁舎に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

(震災予防措置)

第4条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の地震対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔等の落下及び飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏えい措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。
- キ 救助、救出用資機材を確保するとともに、定期的に点検する。
備蓄品内飲料水及び非常食にあつては、帰宅困難等により庁舎内に滞留が予想される職員数を満たす数量を確保する。
救助救出用資機材にあつては、保安要員数を満たす数量を確保する。

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる職員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火気取締責任者はその状況を確認する。

- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを最優先とする。
- ウ 庁舎設備点検責任者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 連絡係は、次のことを行う。

(ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は庁舎内にいる来庁者等に知らせる。

イ 警戒巡視

消火係は、次のことを行う。

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、庁舎内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 庁舎内の被害状況等を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導係は、来庁者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 来庁者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。この場合に落下物の恐れがある場所にいる来庁者等については、壁ぎわ等安全な場所に移動させるものとする。

(イ) 来庁者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 来庁者等を広域避難場所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に職員を配置して行う。避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(東海地震注意情報発表時の報告等)

第5条 東海地震注意情報の発表を知った職員は、直ちに防火管理者等に報告する。

2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ、ラジオを通じて情報確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し、速やかに大震法に基づく警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発令された場合の措置、任務分担等必要な事項を伝達指示するものとする。

3 東海地震注意情報の発表及び交通機関停止等その他の情報について、放送設備により来庁者等に伝達するとともに帰宅等を促すものとする。

(警戒宣言発令時の対応策)

第6条 警戒宣言が発令された場合、入庁を中止し、来庁者等が混乱しないで退場できるようにする。

2 警戒宣言が発生された場合、自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

連絡係は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 勤務者等に対し、警戒宣言が発令された旨の情報伝達を行う。

ウ 混乱防止を図るため、必要な情報は庁舎内にいる来庁者等に知らせる。
なお、利用者等への情報伝達は、各階に避難誘導係を配置させた後に行う。

(2) 応急対策

消火係は、次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は禁止するものとし、やむを得ない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導係は次のことを行う。

ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

イ 来庁者等が混乱しないで退場できるように誘導する。

3 勤務時間外に警戒宣言が発令された場合は、庁舎内に残っている職員が上記(2)に定める応急対策を行う。

4 警戒宣言発令後に出・退庁する場合は、徒歩とし、事前の計画に基づき出・退庁させる。

(教育及び訓練)

第7条 防火管理者等は職員等の防火知識、消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者等が行う防火・防災に関する教育は、次の内容により実施する。

(1) 火災予防上職員等が遵守すべき事項について

(2) 火災発生時の対応(役割、実施事項等)について

(3) 地震発生時の対応(役割、実施事項等)について

- (4) 警戒宣言発令時の対応(役割、実施事項等) について
- (5) その他必要な事項について

(消防機関への報告、連絡)

第 8 条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更) 届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項